

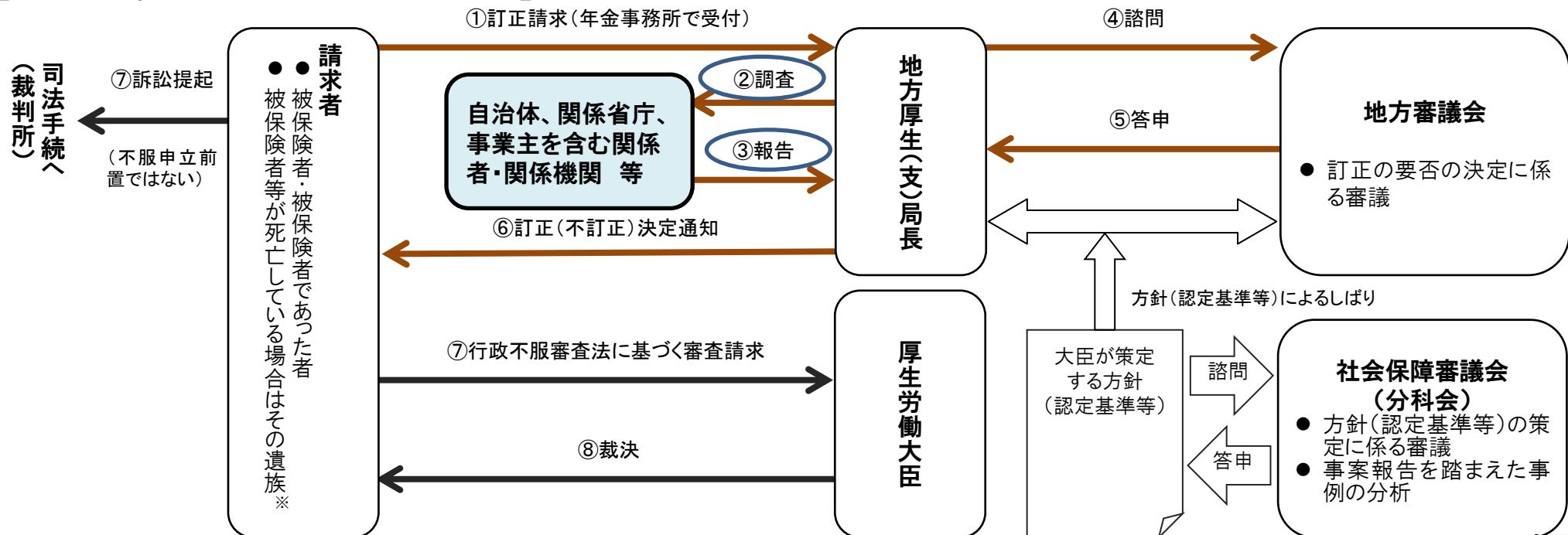
# 年金記録の訂正手続の創設（平成27年4月～）

- 平成26年6月に成立した「政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」において、年金記録の訂正手続を新たに整備し、平成27年4月から年金記録の訂正請求に対する訂正（不訂正）決定を実施する。（これまで「あっせん」を行ってきた総務省年金記録確認第三者委員会は、原則として、平成27年3月で活動を終了。）

## 【新たな訂正手続のポイント】

- ・ 年金記録の訂正請求権を被保険者等に付与すること
- ・ 事実関係をできる限り明らかにするために、厚生労働大臣が関係機関に資料提供等を求めること
- ・ 民間有識者からなる合議体の審議に基づき、厚生労働大臣が訂正（不訂正）決定を行うこと
- ・ 決定に不服がある場合は、不服申立手続や司法手続にも移行可能であること

## 【年金記録の訂正請求のイメージ図】



※ 被保険者又は被保険者であった者の死亡に伴う未支給の年金（保険給付）又は遺族年金等の支給を受けることができる者に限る。

## 年金記録の訂正手続

厚生労働大臣（地方厚生（支）局）から自治体に資料提供を依頼することが想定されるもの（総務省年金記録確認第三者委員会での事例）

依頼先	調査内容(例)
都道府県	・請求者の軍歴(軍歴証明書)
市区町村	・請求者の所得状況(住民税申告書等) ・請求者の家族構成、居住地等(戸籍謄本、住民票等) ・請求期間当時の国民年金の事務取扱の記録(納付組織や集金人についての照会) ・請求期間当時の国民年金の記録(免除申請の記録等) ・請求者の国民健康保険の加入及び納付状況(国民健康保険の被保険者名簿)

【参考】平成26年度に総務省年金記録確認第三者委員会で受け付けた年金記録に係る苦情申立ての状況

受付件数: 8,266件(平成27年1月25日までのもの)

処理件数: 5,626件

うち日本年金機構で処理: 3,417件(平成26年12月末現在)

第三者委員会で処理: 2,209件(平成27年2月3日現在)

(出典)総務省HP「年金記録に係る苦情のあっせん等について」(平成27年2月4日)

# 年金記録の訂正手続の実施に向けた主な作業

日 程	主 な 作 業
平成27年1月8日	社会保障審議会年金記録訂正分科会を設置し審議を開始
" 1月9日 ~2月7日	年金記録の訂正に関する方針のパブリックコメント
" 2月16日	厚生労働大臣が年金記録の訂正に関する方針を年金記録訂正分科会に諮問、同分科会が答申
" 2月末	年金記録の訂正に関する方針の公示(予定)
" 3月1日	年金事務所において年金記録訂正請求の受付開始(予定)
" 4月1日	地方厚生(支)局に地方年金記録訂正審議会(仮称)を設置し審議を開始(予定)

# 国民年金保険料の収納対策等について

- 国民年金保険料の納付率については、平成25年度末時点における平成23年度分保険料の最終納付率が65.1%となり、平成23年度末時点の58.6%と比べて6.4%のプラスとなった。

また、平成25年度の現年度分納付率は、前年度比で1.9%プラスの60.9%となり、当面の目標であった60%台に回復したところである。

※平成26年12月末現在において、平成26年度の現年度分納付率（平成26年4月～11月分）は、前年度比で1.6%プラスの59.8%

- 「支え合い」の仕組みである年金制度において、保険料の納付は義務であり、真面目に納付している方との公平性、制度への信頼の確保、無年金・低年金となった場合の被保険者本人の不利益防止などの観点から、国民年金保険料の督促範囲の拡大や納めやすい環境の整備など、引き続き、納付率の向上に取り組むこととしている。
- 厚生年金においては、関係省庁との連携を図りながら、本来適用されるべきであるにも関わらず適用されていない事業所の適用促進等に集中的に取り組むこととしている。

# 平成27年度予算案等における国民年金保険料収納対策等について

国民年金の保険料収納対策の推進及び厚生年金保険の適用促進対策に要する経費

261億円（239億円）

※（ ）は、平成26年度予算額である。

## 1. 国民年金の保険料収納対策の推進

159.4億円（139.0億円）

### (1) 督促の促進及び強制徴収体制の強化

75.8億円（55.5億円）

#### ・高所得であり長期間保険料を滞納している者を対象に強制徴収を徹底

保険料滞納者に対しては、所得などによって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促する取組を進めながら段階的に拡大を図ることとしている。今後は、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。

平成27年度においては、控除後所得400万円以上かつ未納月数7月以上のすべての滞納者に督促を実施する（督促状を送付し、指定期限内の納付を促しても納付がない場合には、財産差し押さえ等の手続きに入る）。

### (2) 確実かつ効率的な収納体制の強化

83.6億円（83.4億円）

#### ・市場化テスト事業の改善

保険料滞納者に対する納付督促や保険料収納業務等については、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき、市場化テスト事業として包括的に民間事業者に委託している。

この市場化テスト事業においては、電話や文書、戸別訪問等により納付督促を行っているが、滞納者が多く、収納対策を強化する必要がある地域において、滞納者の特性に合わせて適切かつ効果的に督促を行うことのできる戸別訪問の強化を図るため、戸別訪問員の配置を見直す。

#### ・納めやすい環境の整備

保険料の口座振替やクレジットカードによる納付を推進するため、これらの納付方法による納付を希望する場合の申出手続きを、インターネットから行うことができる仕組みの構築を進める。

#### ・金融機関の協力による口座振替の募集の実施

金融機関窓口等において、保険料を納付書で納める被保険者に対し、口座振替の利用を案内し、被保険者から口座振替の申出書を受理した場合に手数料を支払う事業を、協力が得られる一部の金融機関においてモデル的に実施する。

## 2. 厚生年金保険の適用促進対策

101.6億円（99.9億円）

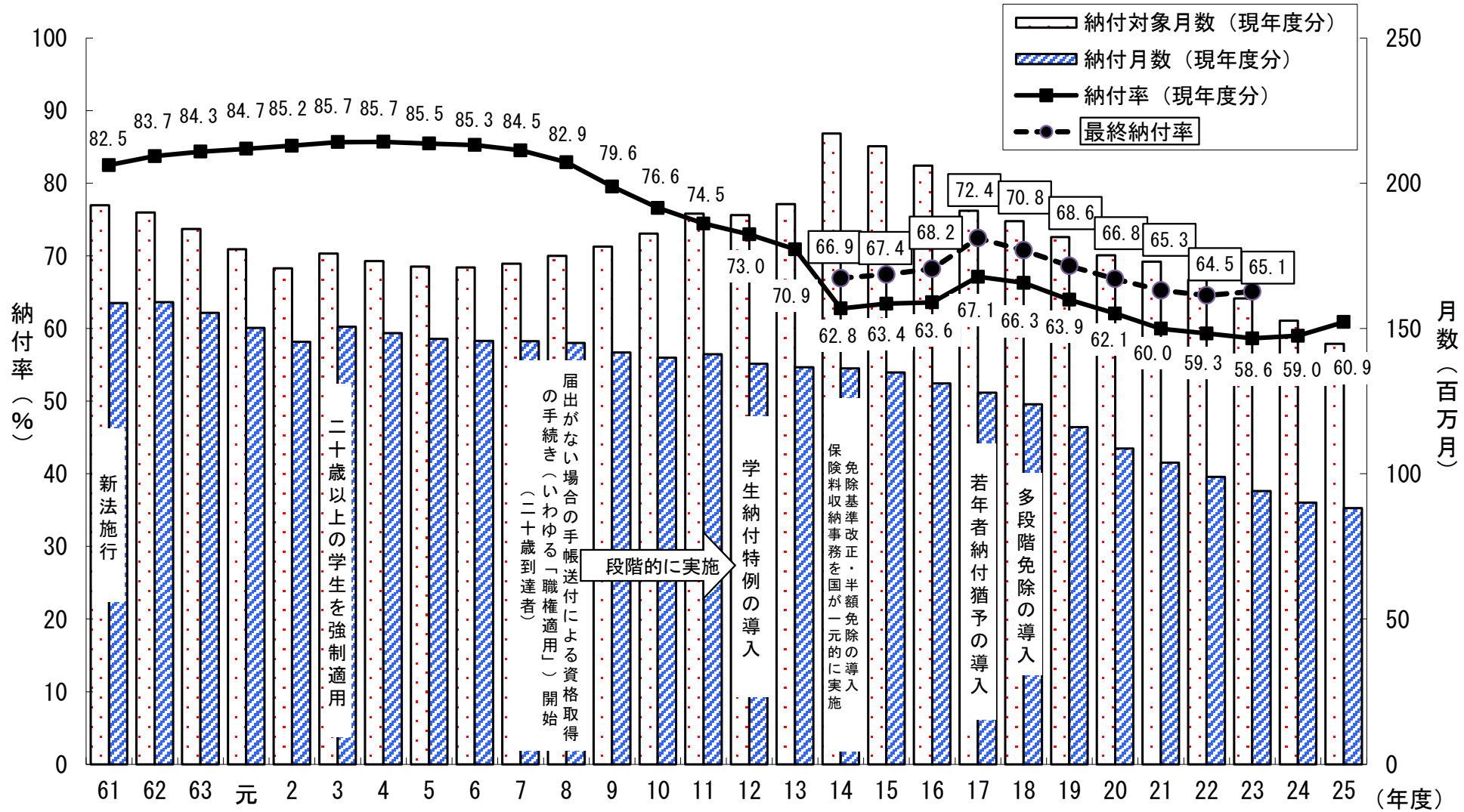
### ・適用調査対象事業所に対する加入指導等の集中的な取組

法人登記簿情報の活用により把握した適用調査対象事業所に対する加入指導等（※）に、集中的に取り組む。

特に、国税庁からの情報提供により稼働実態が確認された適用調査対象事業所については、日本年金機構職員による対応を基本として、3年間で集中的に加入指導等に取り組む。

（※）民間事業者の活用を含め、適用調査対象事業所の調査等を通じて厚生年金に加入すべき事業所であるかを把握し、把握した事業所に対しては加入勧奨や加入指導を順次実施。

# 国民年金保険料の納付率等の推移

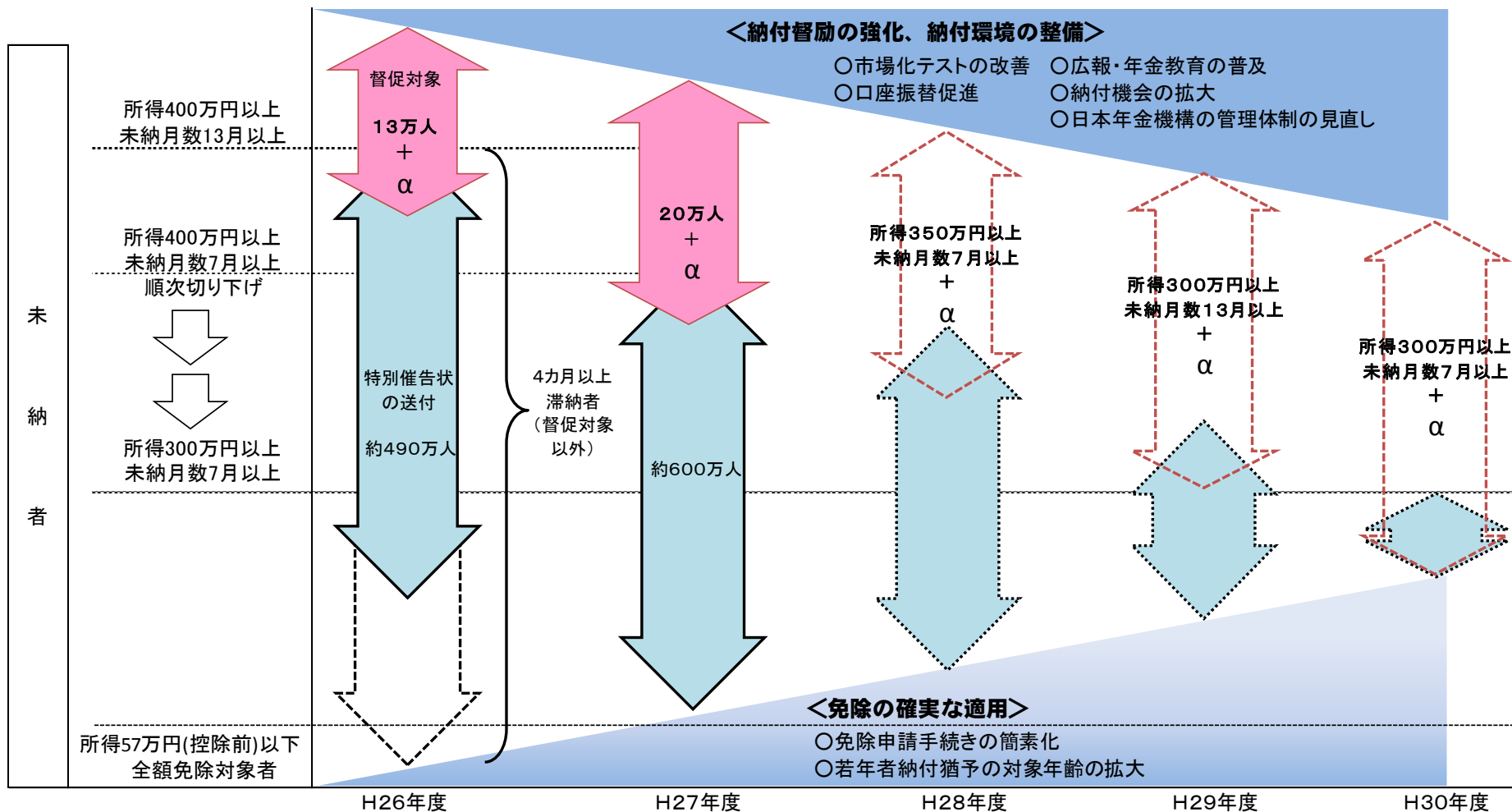


(注1) 保険料は過去2年分の納付が可能であり、最終納付率とは、過年度に納付されたものを加えた納付率である。

(注2) 平成26年12月末現在の、現年度分の納付率は対前年同期比+1.6%の59.8%、平成24年度分の最終納付率は66.9%となっている。

# 国民年金の保険料収納対策(うち督促の範囲の拡大)について

滞納者の所得及び滞納月数によって一定の基準を設け、その範囲の者には必ず督促を実施する取組を進めながら段階的に拡大を図り、平成30年度を目途に、免除等に該当する者及び免除等に該当する可能性のある低所得の者を除いたすべての滞納者への督促を目指す。



※ 督促対象人数については、各年度に督促対象として予定している所得・滞納月数による一定の基準の範囲に、平成25年度末時点で存在していた滞納者の総数を仮置きしているものであり、今後の取組等により変動があり得る。

※ 低所得者又は短期間の滞納者に対しては、特別催告状の送付や市場化テスト事業者による納付督促で対応。

※ 所得金額については、原則として控除後。



# 国民年金保険料の納付の周知について

- 日本フランチャイズチェーン協会加盟のコンビニエンスストア各社のご協力を得て、全国の店舗に、啓発のためのポスターを掲示した。（昨年5月23日に記者発表。6月9日に都内大学の店舗で掲示イベント。小泉内閣府大臣政務官、高鳥厚生労働大臣政務官も出席）
- コンビニエンスストアは、特に若者が日常的に利用する場所であり、その場で国民年金の納付が可能であることや公的年金のメリットを周知することにより、若年層の納付行動に影響を与えた一因と考えられる。

## 【ポスター】



- 掲示時期  
平成26年6月～11月末  
各店舗にて順次掲示

- 掲示場所  
協会加盟11社※  
全国約5万店舗

※協会加盟コンビニエンス本部  
国分グローサースチェーン(株)、  
(株)ココストア、(株)サークルKサンクス、(株)スリーエフ、(株)セイコーマート、  
(株)セブン-イレブン・ジャパン、  
(株)ファミリーマート、(株)ポプラ、  
ミニストップ(株)、山崎製パン(株)デリーヤマザキ事業統括本部、(株)ローソン

## 【記者会見の様子】H26.5.23

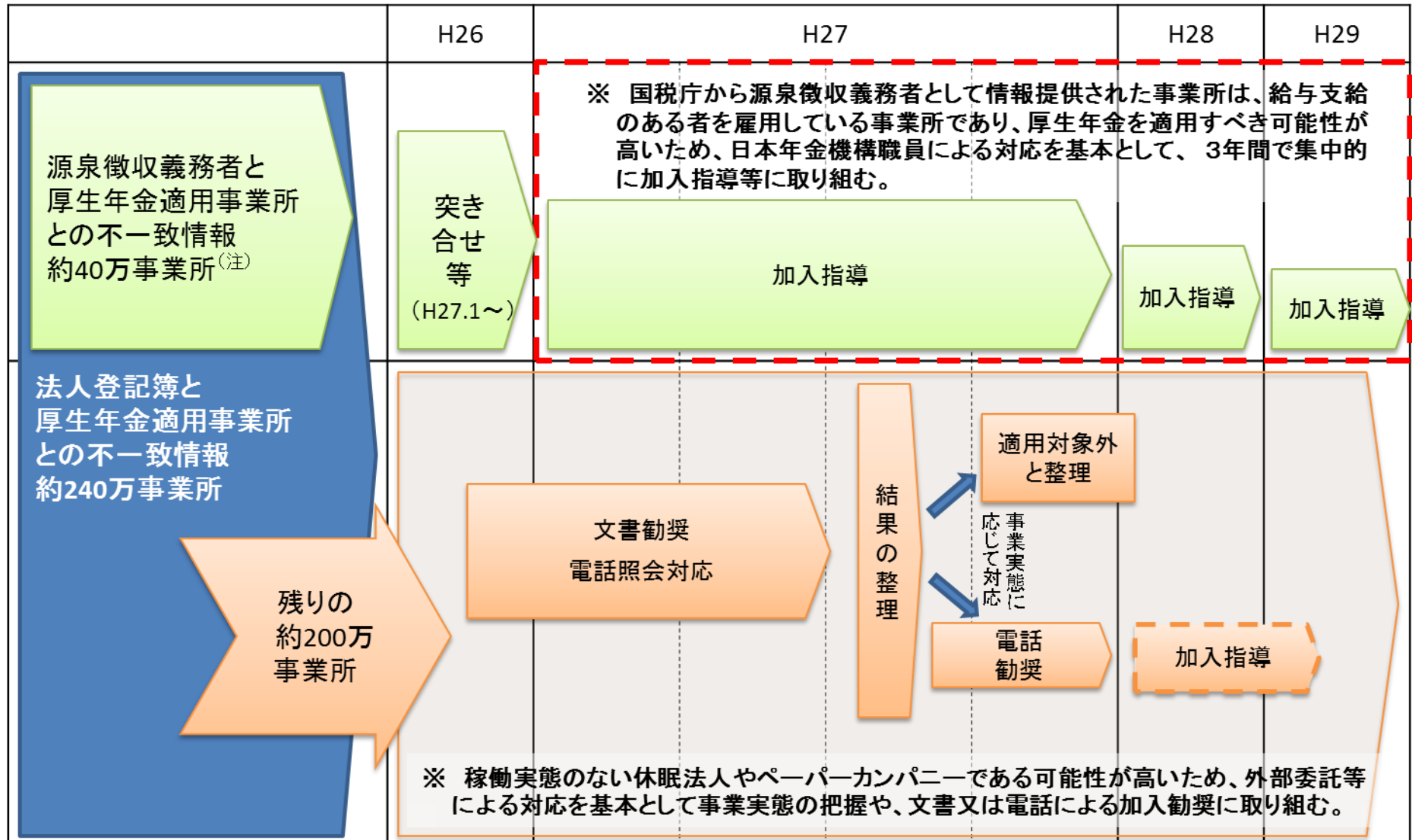


## 【掲示イベントの様子】H26.6.9



※ ポスターの原案は、年金局の若手職員等が作成した

# 厚生年金保険の適用促進策について



注) このほか、日本年金機構において既に把握している適用調査対象事業所が約35万事業所ある。